

「遠鉄の介護サービス ラクラス実務者研修(通信)」学則

(名称及び目的)

第1条

遠州鉄道株式会社(以下「当法人」という)が実施する、「遠鉄の介護サービスラクラス実務者研修(通信)」は、介護福祉士実務者研修の養成機関として、実務経験のみでは修得できない知識・技術の修得を目的とする。

(位置)

第2条

当法人は、静岡県浜松市中区上島3丁目37-19に置く。

(修業年限)

第3条

修業年限は6ヶ月以上とする。

(6ヶ月で全科目を受講できなかった場合には、在籍期間を最高1年延長して学習することができる)

(定員及び学級数)

第4条

1学年につき2学級までとし、1学級の定員は20名とする。

(養成課程)

第5条

実務者研修(通信課程)とする。

(カリキュラムと履修方法)

第6条

研修のカリキュラム及びその履修方法、履修認定科目は学則別表のとおりとする。

(学年)

第7条

修業年限は6ヶ月以上とする。

(休業日)

第8条

次にあげる日には、授業は行なわない。

(1)天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと、当法人が認める日。

(入学時期)

第9条

入学の時期は、学級の開講日とする。

(入所資格)

第10条

入所資格は、次のとおりとする。

(1)66時間コース(医療的ケア基礎演習16時間を含む)

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(2)111時間コース(医療的ケア基礎演習16時間を含む)

訪問介護員養成研修1級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に提出していること。

(3)336時間コース(医療的ケア基礎演習16時間を含む)

訪問介護員養成研修2級課程または初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に提出していること。

(4)436・466時間コース(医療的ケア基礎演習16時間を含む)

介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程、訪問介護員養成研修2級課程、初任者研修のいずれも修了していない者。または、修了していることを証明する書類を研修申し込み時に当法人に提出していない者。

(5)通信養成の実施地域は、静岡県及び愛知県とする。

(入所者の選考)

第11条

受講生の募集及び選抜方法は、以下のいずれかの者とする。

(1)本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付した者。

(受講手続き)

第12条

受講者は、当法人が定める期間内に、申込書等、その他必要な書類を、当法人に提出しなければならない。

(退学)

第13条

退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(休学)

第14条

受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は、休学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(復学)

第15条

休学していた学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。

(課程修了の認定)

第16条

eラーニングによる自宅学習(通信課題)と、スクーリングによる学習(面接授業)の修了条件を全て満たすと、修了の認定となる。

合格は、ABCDの4段階で判定し、

A→90点以上、B→80点以上、C→70点以上、D→60点以下

C判定以上の判定が出ない場合は次の科目へは進めない。

なお、スクーリングによる学習(面接授業)は授業時間の全てに参加しなければ、当該科目の認定をすることができない。

(受講料)

第17条

66時間コース(医療的ケア基礎演習16時間を含む)

受講料 30,000円(テキスト代込、税別)

111時間コース(医療的ケア基礎演習16時間を含む)

受講料 70,000円(テキスト代込、税別)

336時間コース(医療的ケア基礎演習16時間を含む)

受講料 78,000円(テキスト代込、税別)

436・466時間コース(医療的ケア基礎演習16時間を含む)

受講料 80,000円(テキスト代込、税別)

2.退学、休学した者にかかる既納の受講料については、テキスト代に掛かる代金を除いて還付する。

(欠席の取り扱い)

第18条

遅刻、早退は欠席扱いとする。ただし、やむを得ず欠席をした場合、在籍期間において、再履修を受けることができるものとする。

「やむを得ず」とは次の事由をいう。

(1)病気・怪我など(証明できる書類の提出を求めます)

(2)天災地変、台風

(3)交通機関の事故・ストライキ

(4)その他真にやむを得ない事情(別紙施行細則)

(使用教材)

第19条

実務者研修テキスト 全8巻セット(日本医療企画版)
その他研修において必要な物品、機材

(免除科目)

第20条

社援基発1104第1号、『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づく。

(表彰)

第21条

当法人は、学業成績が優秀である者または、ほかの受講生の模範となる者を表彰することができる。表彰は表彰状を授与する。

(懲戒)

第22条

懲戒は次の各号のいずれかに該当した場合は、戒告、退学の措置をとることができる。

- (1)素行不良で改悛の見込みがないと認められる場合。
- (2)秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。
- (3)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合。
- (4)その他この学則または、これに基づく規定に違反した場合。

(その他の事項)

第23条

この学則に定めるものの他、必要な事項は代表者が別に定める。

(附則)

第1条

この学則は2018年4月1日から施行する。